

## こども誰でも通園制度の実施について

### こども誰でも通園制度とは？

保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度

#### 1 制度の成り立ちと今後の動き

- 令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」の中で、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充策として「こども誰でも通園制度」の創設が明記された。
- 令和7年度から、児童福祉法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化された。（事業実施は自治体の判断）
- 令和8年度からは、新たな給付制度として法律上位置づけられる。（全自治体で実施となり、市町村の責務において支援給付を行う）

#### 2 制度の概要

##### (1) 目的

「こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。」

##### こどもにとって

就園の有無など置かれた環境にかかわらず、家族以外の人と関わることや同じ年頃のこどもと触れ合うことで、成長発達を支える豊かな経験の機会を得ることができる。

##### 保護者にとって

専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、孤立感、不安感の解消につながり、育児の負担感が軽減する。

※ 菊川市の未就園児の割合～0歳児 72.6%、1～2歳児 34.5%

#### 【一時預かり事業（リフレッシュ・一時保育事業）との比較】

| リフレッシュ・一時保育事業（既存事業）                             | こども誰でも通園制度（R8年度～実施）                                                      |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 保護者の立場からの必要性（就労、通院、リフレッシュ等）に対応するもの。<br>「保護者を支援」 | こどもに成長発達の機会を与えるためのもの。（こどもが保育者や同年代のこどもとの関係性を構築し、利用する場に慣れる）<br>「こどもの育ちを応援」 |

##### (2) 内容

##### ●対象者

0歳6ヵ月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）で菊川市に住民票を有し、保育所等（幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育所等）に通っていないこども

●利用時間

こども一人当たり月10時間まで利用可能(国の補助上限時間)

●利用者負担額

1時間当たり300円(国の示している標準徴収額と同額)

●実施施設

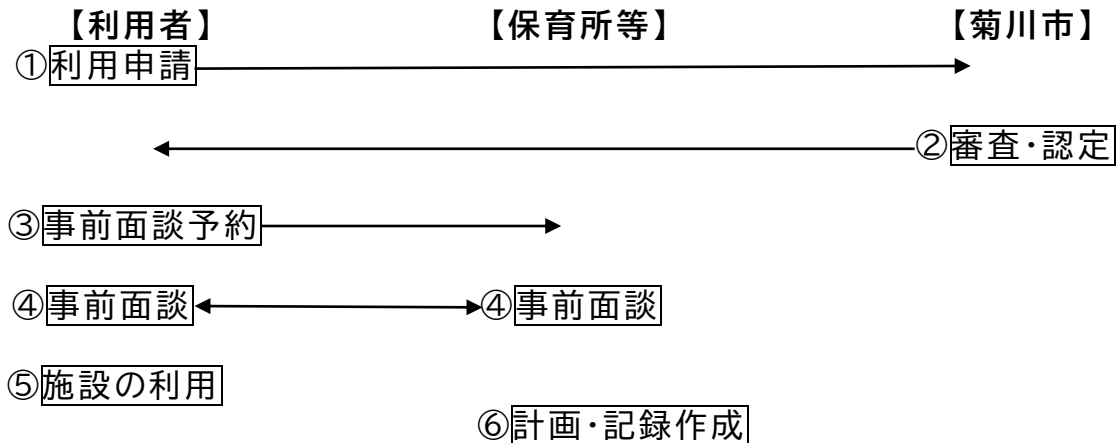
保育所、認定こども園、小規模保育事業所等

※ 認可手続、市町村児童福祉審議会(子ども・子育て会議)への意見徴収を経て、設置認可を受けた上で開所となる。

令和8年度から菊川市立小笠北認定こども園で事業開始予定。

民間園での実施は、今後各園の意向を聞きながら、希望があれば随時認可手続きを進めていく。

●利用方法



(3) 子ども・子育て会議の新たな役割

こども誰でも通園制度は、「子ども・子育て支援事業計画」の対象事業に位置付けられており、利用ニーズを把握し、適切な提供体制を確保していく必要がある。(昨年度策定した「菊川市こども計画」123 ページに、需要量見込みと確保の方策を記載)

今後菊川市が事業を実施する施設の認可を行うにあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議に意見を聴くこととなっている。

### 3 菊川市の事業実施スケジュール

|            |                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------|
| 令和7年 8月29日 | 第1回子ども・子育て会議 (制度説明)                                     |
| 10月 1日     | 部長会                                                     |
| 10月22日     | 政策会議                                                    |
| 10月30日     | 議会全員協議会                                                 |
| 12月議会      | 「菊川市乳児等通園支援事業設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定                     |
| 令和8年 1月    | 事業を開始する民間事業所を募集                                         |
| 3月議会       | 「菊川市認定こども園条例」の改正<br>その他必要な要綱等の制定<br>第2回子ども・子育て会議 (意見聴取) |
|            | 市民周知                                                    |
| 4月         | 事業開始(4月当初は菊川市立小笠北認定こども園のみでスタート予定)                       |